

基準 7 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の設置者である「学校法人関東学園」は、英知に富み、社会に大きく寄与する人材を育てようと学園創始者松平濱子が掲げた「敬和・温順・質実」の建学の精神を継承し、学生一人ひとりの個性や資質に丹念に目を向け、教員と学生の豊潤なコミュニケーションを通じて人間形成を尊重する「学徳一体となった人間教育」の実現を目指し、設置する諸教育機関を管理運営している。本学の管理運営体制は、以下のように整備され、適切に機能している。

1. 法人の管理運営

理事長は、法令及び寄附行為に規定する職務を行ない、当該法人内部の事務を総括し、法人を代表する。

「理事会」は、理事 7 人で構成され、この法人が設置する学校の最高決定機関であり、随時開催している。なお、監事 2 人は、この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を随時述べており、理事会は適切に機能している。

「評議員会」は、評議員15人以上19人以内で構成される諮問機関であり、実員17名で構成されている。諮問事項は予算、決算、事業計画、経営改善に関する事項、寄付行為の変更等が主であり、寄附行為の変更、その他この法人の業務に関する重要事項の検討が理事会において必要と認められたときに理事長が招集する。評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴しており、評議員会は適切に機能している。

また、法令遵守に鑑み、平成21(2009)年に理事長直轄の「監査室」を設置した。

2. 大学の管理運営

大学においては、学長を中心に、大学の運営に関する事項を審議する大学評議会、学務の運営に関する事項を調整・協議する学長主催会議、各学部および研究科の意思決定機関および運営主体である教授会ならびに研究科委員会、必要に応じて全教職員を招集して開催される全学会議、教育に関する基本的事項を審議する教務委員会、教育研究を支援する図書館および事務を執行する事務部門が管理運営体制を担っている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

管理運営に関わる理事、監事、評議員の選考や任用に関する規定は、「学校法人関東

学園寄附行為」に明確に示されている。

- ・ 学園長
学校法人関東学園寄附行為第 5 条（選任、職務、任期）、第 16 条（職務）に定めている。
- ・ 理事長及び副理事長
学校法人関東学園寄附行為第 7 条（選任）、第 18 条（理事長の職務の代理又は代行）に定めている。
- ・ 理事
学校法人関東学園寄附行為第 6 条（定数）、第 8 条（選任）、並びに第 10 条から第 14 条（任期、補充、解任及び退任、理事会）に定めている。
- ・ 監事
学校法人関東学園寄附行為第 6 条（定数）、第 9 条（選任及び職務）、並びに第 10 条から第 12 条（任期、補充、解任及び退任）に定めている。
- ・ 評議員
学校法人関東学園寄附行為第 19 条から第 25 条で選任、任期、解任及び退任、評議員会、議事録、諮問事項、意見具申について定めている。

(2) 7-1 の自己評価

法人の管理運営体制については、私立学校法に則り、学園の寄附行為及び寄附行為施行細則等が整備されている。大学の管理運営体制については、学則に則り、教授会、大学評議会等の規程が整備されており、法人及び大学の管理運営体制はこれらの規程に基づき適切に整備・運用され、機能している。

少子化・全入時代という厳しい社会情勢と大学運営の変化に対応するために、法人と大学は協力して、募集・広報（入口）、就職（出口）、教学関係等の進捗状況の把握、目標・目的、実施施策、結果についての検討を通じた管理運営を行なっている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営体制は、適切に運営され機能しているが、厳しい社会情勢の中、持続できる大学運営、私学経営を行なうために学園全体で危機意識をもって大学改革を推進していく。今後も、法人と大学が協力して PDCA(plan-do-check-action) サイクルを運用することで、さらなる改善・改革を推進する。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

教学部門の責任者である大学学長が法人の理事に選任されており、大学の状況等は学長により管理部門である理事会に報告され、また、理事会の意思は学長を通じて大学の各部門へと伝達されている。そのため、管理部門と教学部門が必要な情報を共有し、大学の新たな施策作りや既存施策の改善に連携して取り組むことが図られている。

大学の基本方針や重要施策の策定にあたっては、学長は学長主催会議へ諮り、その調整を経た上で教授会に付議している。例えば、学則の改正等重要事項は、学長主催会議での調整を経た後に教授会で審議され、さらに、大学評議会で審議、大学としての意向が決定された後、理事会に付議される。また、法人全体の方針や施策あるいは予算や財務状況については、理事長から全学の教職員へ電子メールで伝えるとともに、学長からも、大学内の教職員に説明している。

日常業務の中で起きる諸問題については、大学と法人が遅滞なく相互の報告を行ない、迅速に情報を共有することによって、より安全で速やかな問題解決を図っている。

(2) 7-2 の自己評価

学長を通じた管理部門と教学部門の情報の共有が図られており、大学の方針や施策作りとその実施において十分な連携が取られている。また、「随時開催する」と定められている理事会は、平成 20(2008)年度より毎月 1 回以上開催されており、理事会において前月の大学の活動状況や当月の活動計画について毎月報告、その際理事より意見があった事項については、学長がその内容を大学へ持ち帰り、大学側で情報を共有化し施策に反映させている。これらについて、大学及び法人全体についての重要な情報を全教職員が共有し、各教職員が共通の問題意識を持ち、必要な連携を取ることが図られている。

日常業務の中で起きる諸問題については、大学と法人が相互理解に努め密接に連携を取ることで、適切に問題を解決している。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、現在「5 ヶ年の経営改善計画」を実施中である（「5 ヶ年の経営改善計画」については、資料 8-2 を参照）。本学を取り巻く環境は厳しいが、この計画を達成することが現下の最優先課題である。

大学としては、部門ごとの計画を達成することが求められており、収支の改善等大学運営において経営的な視点が重要になってきている。そのため、法人と大学が一体となった改善策をさらに推進していく必要があり、今後も法人と大学の連携を深める取り組みを続けていく。

また、大学の教職員が協力して目的達成に向けて努力していく必要があり、そのためには、正確に大学の現状を把握し、情報を共有化することが必要不可欠であるため、今後も大学全学会議の開催等によって必要な情報の周知を図っていく。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3 の視点》

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、平成 3(1991)年 6 月の「大学設置基準」の改正に伴い、「自己点検・評価」条項についての調査研究を開始した。その後、組織の変更等を経て、平成 13(2001)年に「関東学園大学自己点検・評価規程」を定め、「自己点検・評価基本構想委員会」、「全学自己点検・評価実施機関」、「グループ別自己点検・評価機関」の体制をとり、自己点検・評価実施規程により点検・評価、改善の実施にあたった。そして、平成 15(2003)年 11 月に「関東学園大学の現状と課題」（関東学園大学自己点検・評価報告書）を作成した。

平成 16(2004)年度から、全ての大学等は政令で定める期間ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられたことに伴い、具体的な自己点検・評価の作業に取り組むため、平成 19(2007)年度に「関東学園大学自己点検・評価規程」を「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」と改正すると同時に、新たに「関東学園大学自己点検・評価実施組織規程」を定め、以降「基本構想検討会」の下、「全学自己点検・評価実施委員会」が中心となり、今回、全学をあげて自己点検・評価を実施し「自己評価報告書」を作成した。

また、平成 20(2008)年度に「関東学園大学 FD 推進委員会規程」を制定し、委員会を設置し、授業改善のための組織を強化している。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検・評価の取組みの一環として、授業の向上・改善を図り、ひいては大学教育、学部・学科教育の向上・改善を図ることを目的とした授業アンケートを、FD 推進委員会等が中心となって実施している。アンケートの調査結果については、FD 委員会等で精査した上で、学長主催会議、教授会への報告を経て各教員にフィードバックされ、各教員は、担当科目の授業内容及び運営の改善に向けた指標として活用している。このように、本学の大学運営の改善・向上につなげる仕組みは適切に構築されており、機能している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成 15(2003)年 11 月に作成した「関東学園大学の現状と課題」（関東学園大学自己点検評価報告書）は、ホームページで公開している。

また、各種のアンケート調査の結果については、学長主催会議及び教授会で報告を行なっているが、平成 20(2008)年度からは、授業アンケート調査の結果を、ホームページ上でも公開し、学生や教職員はもとより、広く学外へも積極的に公表している。

(2) 7-3 の自己評価

本学では、自己点検・評価の実施体制が確立されており、大学運営の改善・向上につなげる仕組みは十分に機能している。学生による授業アンケート等の調査結果は、

教員にフィードバックされており、今後の教育等の充実につなげるための重要な資料となっている。ただし、授業アンケート等の調査結果に基づく授業改善への取り組みについては実行の途中段階にあり、今後の授業改善の実践が重要である。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、自己点検・評価活動を実施し、学生の満足度を向上させるための改革・改善策を検討していく。さらに、自己点検・評価活動から得られた学生の満足度を向上させるための各種の方策について、全学的な体制で実践することに取り組んでいく。

[基準 7 の自己評価]

学園及び大学の管理運営体制は整備されており、理事会と学長が緊密に連携を取りながら強いリーダーシップを発揮し、特に平成 20(2008)年度から取り組んでいる「5 年の経営改善計画」の実現に向けて、鋭意努力している。

自己点検・評価活動については、毎年度継続して実施しており、評価結果については大学運営や学生の満足度向上に反映させている。

[基準 7 の改善・向上方策(将来計画)]

大学及び設置者の管理運営体制は整備され、円滑に機能している。また管理部門と教学部門は緊密な連携をとり適切になされている。平成 20(2008)年度より「FD 推進委員会」を立ち上げたことにより、従来「自己点検・評価実施委員会」が実施してきた FD 活動を今後は組織的かつ積極的に展開し、その結果を教育研究活動や学生の満足度向上の改善に生かすべく取り組んでいく。